

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【江戸川区の概要等】

江戸川区は、東京都の最東端に位置し、東は江戸川を境に千葉県に接し、北・西は葛飾区、墨田区、江東区に接している。また、南は東京湾に面している。

地形は、南北に約13km、東西に約8kmで、荒川(中川)、新中川、江戸川の流域に南北に細長い平坦地として広がっている。面積は、約49平方キロメートルで、東京23区で4番目に大きい面積となっている。

都心への交通の利便性が良く、住宅公園等のインフラや福祉制度などが積極的に整備されるとともに多種多様な事業所が増加し、その結果、多くの雇用機会が創出され、人口も増加しバランスの取れた職住近接のまちを形成してきた。

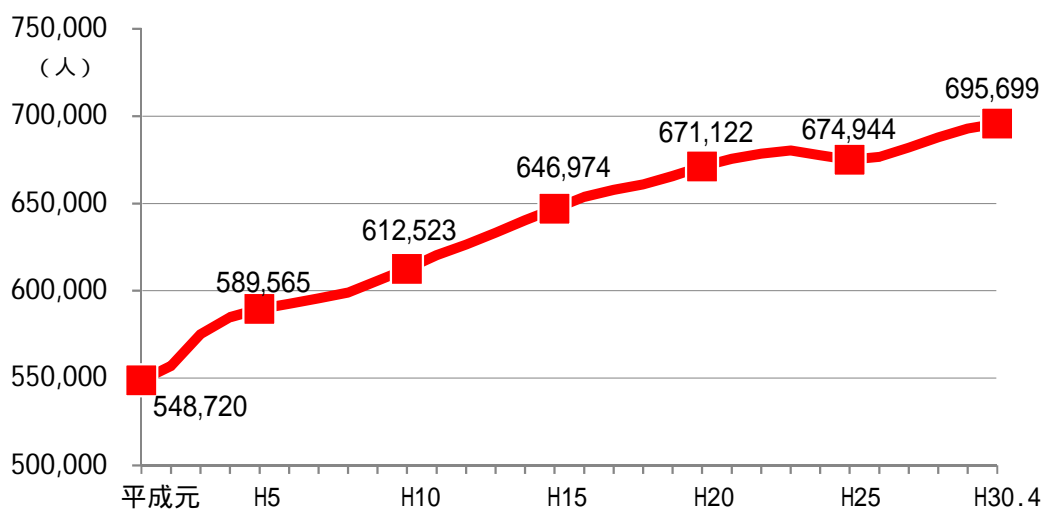
しかし、近年では、市街化が進行し、工場跡地に宅地開発やマンション・大型店舗の建設が進むなど、生産の場と住環境の調和という課題が顕在化している。

【江戸川区の人口構造等】

江戸川区人口の現状

江戸川区の人口は、自然増と社会増、特に入学や就職に伴う地方からの10代～20代の若い世代の転入超過に支えられ、1980年(昭和55年)以降、一貫して増加基調で推移してきた。(図1参照)

図1 江戸川区の人口推移(総人口)



平成元年及び2年は、外国人登録を含まない数。

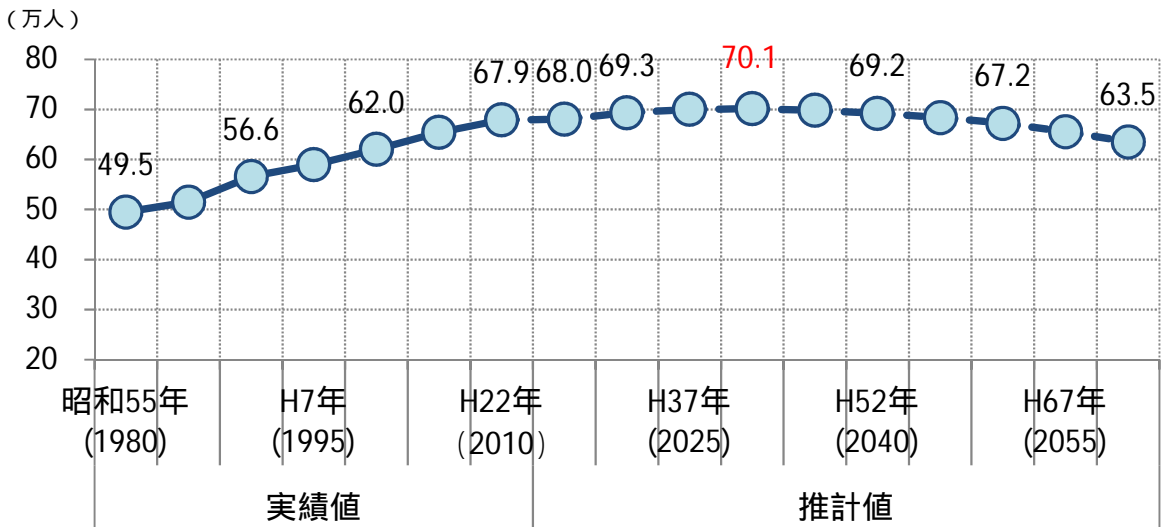
(参考：住民基本台帳)

将来人口の見通し

社会動態の側面からは転入超過の動きが今後も続くことから社会増基調で推移するとみられるが、自然動態の側面からは、出生者数の減少と高齢者の増加による死亡者数の増加により、自然減基調で推移するとみられる。

その結果、江戸川区の増人口は、社会増を大きく上回る自然減の拡大により、2030年(平成42年)の70.1万人をピークとして減少局面に入ると見込まれる。(図2参照)

図2 江戸川区の人口推計(総人口)

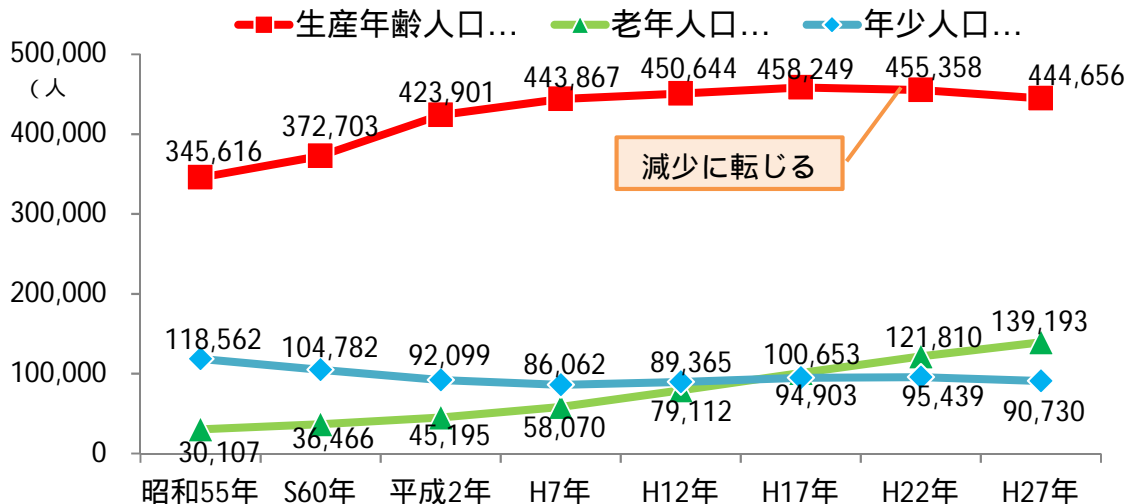


(出典：江戸川区人口ビジョン)

江戸川区年齢3区分別人口の推移

生産年齢人口(15歳~64歳人口)は1995年(平成7年)までは増加してきたが、その後は横ばいで推移し、2010年(平成22年)にはじめて減少に転じた。この間、年少人口は(15歳未満人口)は減少が続いたが、1995年(平成7年)に下げ止まり、その後は約9万人前後で推移している。他方、老年人口(65歳以上人口)は急増し、その比率を徐々に高めながら推移してきている。(図3参照)

図3 江戸川区の人口推移(年齢3区分別)



(参考：国勢調査)

【事業所数・業種構成】

概要

平成 26 年経済センサス基礎調査によると、江戸川区の平成 26 年事業所数は 21,802 所で、平成 24 年経済センサス活動調査時から 501 事業者増加 (+2.35%) しており、23 区内で 10 番目となっている。「医療，福祉」などのサービス業が増加している一方、「製造業」や「運輸業，郵便業」が減少している。(図 4 参照)

また、産業分類別の事業所数は、上位から、「卸売業，小売業」(4,894 事業所(全産業の 22.45%))、「製造業」(2,764 事業所(同 12.68%))、「宿泊業，飲食サービス業」(2,575 事業所(同 11.81%))となっている。(図 4・5 参照)

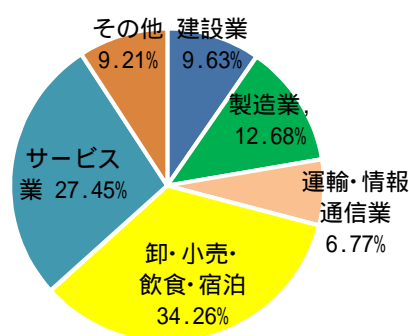
なお、従業員規模別の事業所数では、「5 人以下」の事業所は 14,058 事業所(64.48%)、「20 人以下」の事業所は 19,779 事業所(90.72%)となっており、小規模事業者の割合が大きい。(図 6 参照)

図 4 江戸川区の業種別事業数の推移

	製造業	卸売・小売業 飲食店	建設業	運輸・通信業	サービス業	その他	計
平成8年	5,354	10,328	2,229	2,234	5,406	1,523	27,074
平成13年	4,349	9,334	2,057	1,954	5,419	1,458	24,571
平成16年	3,746	8,457	1,878	2,144	4,882	1,418	22,525
平成18年	3,524	8,435	1,915	1,997	5,597	1,516	22,984
平成21年	3,400	8,245	2,351	1,882	5,700	1,981	23,559
平成24年	2,966	7,407	2,145	1,570	5,298	1,915	21,301
平成26年	2,764	7,469	2,100	1,476	5,984	2,009	21,802

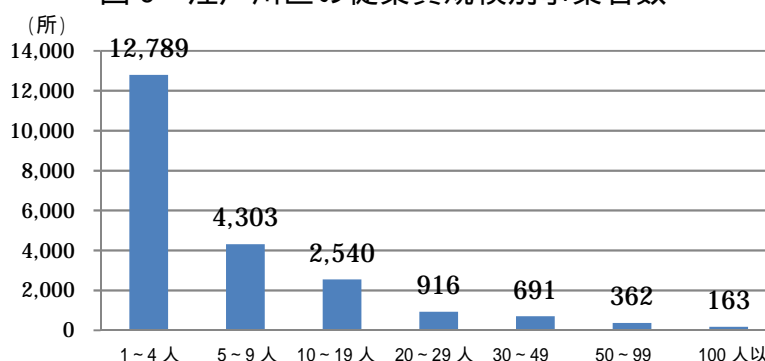
(参考：事業所・企業統計調査(平成 18 年まで)、平成 21・24・26 経済センサス)

図 5 江戸川区の業種別構成比



(参考：平成 26 年経済センサス)

図 6 江戸川区の従業員規模別事業者数



(参考：平成 26 年経済センサス)

江戸川区の製造業

江戸川区では、昭和初期から平井・小松川、松江・東小松川地域を中心として金属・機械系の工場集積地となり、製造業は地場産業として地域活力の源となった。

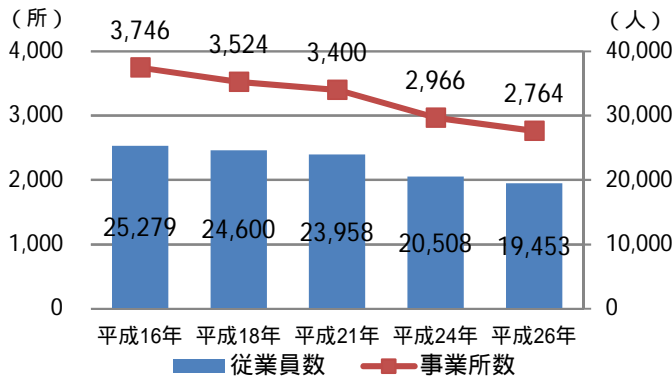
しかし近年、地方や海外への生産拠点のシフトや産業の空洞化等による影響から、製造業の事業所数や従業者数、並びに製造品の出荷額は年々減少傾向が続いている。

(図 7・8 参照)

さらに、従業員の高齢化(平均年齢は50代以上が57.2%)が進む中で、技能を担う人材の減少に伴う技術力の低下が懸念される。(図9参照)

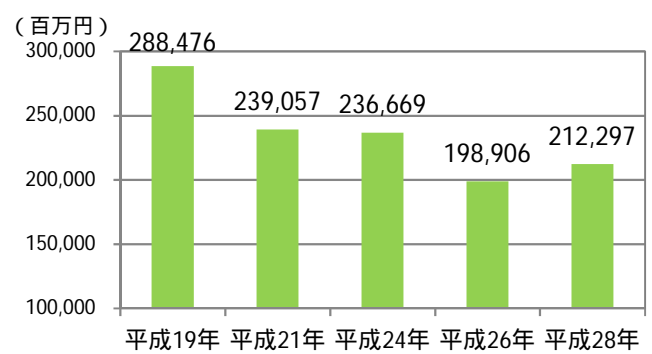
そこで、技術の高度化(高品質化と高効率化)による付加価値の向上や優れた技術の継承する取組が必要である。

図7 製造業の事業所数・従業員数の推移



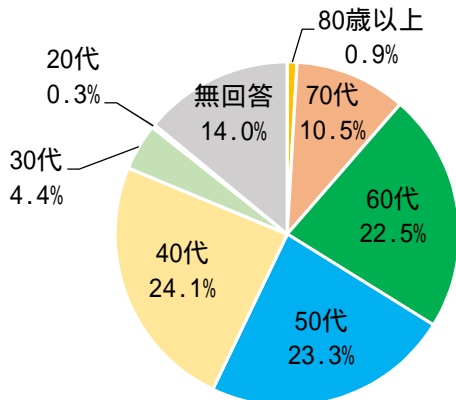
(参考: 事業所・企業統計調査(平成18年まで)、平成21・24・26経済センサス)

図8 製造品出荷額の推移



(参考: 工業統計調査、平成24・28経済センサス)

図9 製造業従業員の平均年齢



(参考: ものづくり産業経営課題調査(平成26年度江戸川区実施))

【江戸川区の産業振興施策(抜粋)】

新製品・新技術開発支援事業

区内中小製造事業者が製造技術や生産性の向上等を目的とした実用化の見込みのある新製品・新技術の研究開発を行うにあたり、経費の一部を助成。

ものづくり産業に対する操業環境整備支援

区内中小製造業者等が近隣との調和を目的とした操業環境の改善(防音・防振・防臭対策等)を図るにあたり、経費の一部を助成。

ものづくり技術継承支援事業

区内中小製造業者等がものづくり技術を継承し、技術の普及と技術力の向上を図る取り組みを行うにあたり、経費の一部を助成。

人材確保・定着支援事業

区内中小事業者の人材確保・定着を促進するため、従業員の福利厚生の実施等を目的とした経費の一部を助成。

上記のとおり、本区では、区内事業者の生産性を高める取組や技術の継承を促す各種助成等を行い、事業者の集積維持と発展を図ってきた。

しかし、東京都の有効求人倍率（平成30年4月分）が2.09倍と高い状況や、区内の生産年齢人口が減少に転じていることにより、従業員（とりわけ若年従業員）の確保が困難な状況が続くことが見込まれる。さらに、ベテラン社員が高齢化・定年をむかえる中、技術の継承が進んでいない状況もみられるなど、区内事業者を取り巻く環境は厳しい。

その様な状況下、区内事業者が事業を継続・発展するためには、生産性の高い先端設備等を導入し、労働生産性の向上を図る取組が有効と考える。

（2）目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に年20件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

江戸川区の産業は、製造業、卸売・小売業、運輸業、サービス業、農業など多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

江戸川区の産業は交通インフラの整備とともに、区内広域に立地している。したがって、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、江戸川区全域とする。

(2) 対象業種・事業

江戸川区の産業は、製造業、卸売・小売業、運輸業、サービス業及び農業など多岐にわたり、多様な業種が本区の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広く生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、最新の機械装置の導入やICTの活用等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組については本計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては本計画の認定の対象としない。
- ・ 計画実施にあたり、関係法令に係る手続きが必要な場合は、これを確実に行うこと。
- ・ 申請事業者は、区長から計画の進捗状況について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。